

## 【Ⅰ】第1弾施行後の供給計画について

- (1) 供給計画の届出対象者の変更、届出時期、広域機関とりまとめ方法の整理と変更命令等の手続き
- (2) 記載要領の改定案

## 【Ⅱ】広域的運営推進機関のルールについて

- (1) 設備形成ルール
  - ① 設備形成プロセスの全体像の提示
- (2) 地域間連系線等に係る利用ルール
  - ① 地域間連系線の運用容量の設定
  - ② 地域間連系線のマージン利用
  - ③ 発電事業者等による地域間連系線の容量確保
  - ④ 余剰電力発生時の緊急的な広域融通

## 【Ⅲ】小売全面自由化に係る詳細制度設計について

- (1) 小売電気事業者に係る論点
  - ① 供給力の変更登録が不要となる「軽微変更」の対象
  - ② 固定価格買取制度を利用した電気の販売の際の説明ルール
  - ③ 業務改善命令や登録取消があった場合の周知方法
- (2) 託送料金の算定の際の事業報酬
  - ① 他人資本報酬率の有利子負債利率の扱い
- (3) 離島の燃料費変動分の回収スキーム
  - ① 託送料金に反映する頻度
- (4) 託送料金のストック管理上限額の取扱い
  - ① スtock管理上限額と超過利潤累積額の取扱い
- (5) 低圧託送料金における二部料金制の採用
  - ① 契約電力の決定方法
  - ② 低圧託送料金と経過措置料金の整合
  - ③ 二部料金制・実量制の導入時期と留意点
- (6) 託送契約上の設備利用形態を踏まえた託送料金設定
  - ① 料金設定方法の見直し案(4つの選択肢)の検討
- (7) 経過措置料金規制
  - ① 料金規制の解除の実施単位

## 【Ⅳ】インバランス制度に係る詳細制度設計について

- (1) 系統全体の需給状況に応じた調整項( $\alpha$ )の設定
  - ① 仮想的な入札曲線を利用した算定方法
  - ② 新たなインバランス料金の試算を踏まえた上限値・下限値の設定
- (2) 地域ごとの需給調整コストの相違を反映する調整項( $\beta$ )の設定
- (3) 沖縄・離島のインバランス料金
  - ① 沖縄のインバランス料金
  - ② 離島のインバランス料金

## 【Ⅴ】ネガワット取引の活用について

- (1) ネガワット取引の概要と主要論点
  - ① ネガワット提供者を同時同量ルールの対象とするか
  - ② 発電事業者と同等の義務をネガワット提供者に課すか
- (2) 需給調整契約の見直し
- (3) ネガワット取引のガイドライン作成検討会での検討状況

## 【Ⅵ】卸電力市場の活性化(モニタリング結果)等について

- (1) 卸電力取引所における取引状況と自主的取組
- (2) 相対取引(IPP事業者の契約更新状況と卸電気事業者の切り出し)
- (3) 全面自由化後の卸・小売市場の監視

## 【Ⅶ】常時バックアップの見直し・部分供給について

- (1) 常時バックアップ
  - ① 常時バックアップを行う主体
  - ② 発電事業を分社した場合の対応方法
  - ③ 今後検討が必要な論点
- (2) 部分供給
  - ① 部分供給の現状
  - ② 「低圧の部分供給」をめぐる今後検討が必要な論点

## 【Ⅷ】法的分離に関する検討について

- (1) 一般送配電事業者としての中立性の一層の確保
  - ① 資格制限の対象となる取締役等
  - ② 取締役等の兼任禁止の対象となる事業者の範囲
  - ③ 取締役等の兼任禁止の対象となる役職等
  - ④ 取締役等の過去の経歴による就任制限
  - ⑤ 取締役等の退任後のグループ会社への就任
  - ⑥ 従業員の人事管理(兼職、過去の経歴、在籍出向)
  - ⑦ 従業員の人事管理(グループ会社への異動)
  - ⑧ 従業員の人事管理(重要な使用人)
- (2) 一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限
  - ① 一括資金調達、グループ内資金調達
  - ② 規制対象となる「グループ」の範囲
  - ③ グループ会社との間の保証・担保提供・債務引受
  - ④ 資金融通以外の取引(業務委託契約等)の扱い
- (3) 一般送配電事業を行うことに伴うメリット享受の制限
  - ① 商標・社名に関する規律の検討の前提
  - ② 商標
  - ③ 社名
  - ④ 共同での営業・広告宣伝
  - ⑤ 建物・システムの共用
- (4) 体制整備義務
- (5) 送電事業者の法的分離

## 【Ⅷ】一般担保規定の取扱いについて

- (1) 既発債の取扱い
- (2) 新発債の取扱い
  - ① 一般担保の付与の可否
  - ② 経過措置の期間
  - ③ 経過措置期間中、一般担保付き社債を発行可能な事業主体

## 【Ⅷ】事務局以外からの説明事項について

- (1) スイッチング支援システム等の検討作業会の検討状況